

鎌倉市鏑木清方記念美術館 令和7年度(2025年度)第4四半期実績評価

1 利用の承認等に関する業務(第1号)

- ・この四半期の来館者数は3,715人で、昨年度の同四半期来館者数4,226人との比較で511人、約12.1%減少した。
- ・特別利用の申請に対し、適正に対応した。(承認件数:貸出1件、原版使用6件)

2 施設及び設備に関する業務(第2号)

- ・保守点検及び清掃について、適切に実施した。
- ・市が実施した恒温恒湿機修繕について、立ち会った。

3 鏑木美術品等の収集、修復、調査研究等に関する業務(第2号)

- ・美術品の適切な温湿度管理を実施した。
- ・作品棚卸し(所在確認)を1月22日、2月19日、3月12日及び19日に実施した。
- ・鏑木清方の日記について翻刻を行った。
- ・鏑木清方や関連人物・事項について調査を行った。

4 美術館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)

- ・1月4日から12日までは、前四半期から引き続き、企画展「冬美人—押絵羽子板とともに—」を開催した。1月17日から3月1日までは、企画展「見る・愛でる小さな芸術—鏑木清方の卓上芸術—」を開催し、清方が好んで作り続け、自らが「卓上芸術」と呼んだ小さな作品群の展示を行った。3月7日からは、企画展「清方の肖像画—肖せるといふこと、いい絵であること—」として、人物画の名手である清方が手がけた肖像画を展示し、その制作過程を紹介した。
- ・講演会やワークショップを開催し、教育普及に努めた。
(実施内容)
 - ・展示解説 合計11回(参加者234人)
 - ・石版画ワークショップ 2月15日(11人)
 - ・市民講座 2月21日(12人)
 - ・子ども参加プログラム「春休み親子鑑賞」 3月26日～31日(15人)
- ・1月4日から新春初売り(9日まで)と新春福引き(12日まで)を実施した。
- ・1月8日及び21日に山口蓬春記念館との連携イベントを実施した。
- ・2月26日～27日に、全国美術館会議第40回学芸員研修会に幹事館として参加した。
- ・3月11日に、NPOラルゴの社会見学の入会を行った。
- ・3月28日、YouTubeに《一葉女史の墓》の紹介動画を公開した。
- ・各教育機関、団体等へ講師派遣を行った。
- ・チラシ、ポスター等の作成及びSNSの活用により、美術館の活動周知を積極的に実施した。

5 その他市長が定める業務等(第4号)

- ・法令を遵守し、適正な美術館の運営を行った。
- ・定められた期日までに例月の指定管理業務報告書を提出した。
- ・市と連絡調整を適切に行った。

6 全体評価

- ・この四半期は、市が実施する恒温恒湿機修繕のため、2月の企画展途中に8日間の休館を設けた。例年より開館日数の少ない第4四半期となったが、他館との連携イベント等を積極的に展開し、1日あたりの平均来館者数は61人と、昨年度実績の62人と同程度となった。連携イベントの他にも、毎年恒例となりつつある新春福引き・初売りなど、美術館に足を運んでみたいと思わせる機会の創出に努めている。柔軟な発想で、時季に沿った様々な企画に取り組めることは、小規模館としての強みであり、今後も積極的に展開して欲しい。
- ・企画展では、清方芸術の特徴のひとつである卓上芸術を取り上げた。美術館には、開館当初から他館ではあまり例のない引き出し型のケースを設置しているが、「作品を手元に置いて楽しむ」という卓上芸術の性質を意識して設置したものであり、今回の企画展でもその機能が十分に発揮されていた。一方的な展示ではない、鑑賞者自身が作品を手元に寄せるといった能動的体験を生かした「ここでしかできない鑑賞体験」をこれからも提供されたい。
- ・調査研究活動として、全国美術館会議の学芸員研修会に幹事館として参加し、本市の文化施設の取組紹介を行った。このような機会を通し、近隣館のみならず、全国各地の美術館との連携を強化して欲しい。

- ・作品及び資料の調査研究を引き続き計画的に進めるとともに、特に清方日記の翻訳の成果をより多くの方々に発信していくよう積極的に取り組まれない。

- ・施設の維持管理業務に関しては、日常点検をはじめ、各種定期点検を計画的に実施している。市への報告も徹底されており、適切な対応が取れている。

※評価の項目は条例第4条第1項の各号に準じる。

鎌倉市鏑木清方記念美術館 令和7年度(2025年度)第4四半期判定評価

評価の視点	評価判定項目		評価結果	減点
利用の承認等に関する業務(第1号)	利用者対応	利用料金を適切に徴収し、帳簿を作成している。	○	
	特別利用	申請に対し適正な承認を行っている。	○	
施設及び設備に関する業務(第2号)	管理	設備の保守や清掃等を行い、施設を適切に管理している。	○	
	点検	定められた点検について適切に実施している。	○	
	修繕	不具合箇所を放置せず、必要に応じて修繕を実施している。	○	
鏑木美術品等の収集、修復、調査研究等に関する業務(第2号)	収集管理	収蔵美術品の所在を明確に管理し、新たに収集した美術品等についても適切に対応している。	○	
	保存修復	収蔵美術品を適切な環境で保存し、必要に応じて修復を行っている。	○	
	調査研究	計画どおりに調査及び研究を行い、その成果を公開している。	○	
美術館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)	展示	計画どおりに展覧会を開催している。	○	
	展示以外の事業	美術館の設置目的を達成するために必要な業務(教育普及活動など)を行っている。	○	
	周知活動	美術館及び展覧会の周知を積極的に実施している。	○	
	業務内容向上	来館者のニーズを把握し、反映に努めている。	○	
その他市長が定める業務等(第4号)	事務処理	市に対し、定められた期日までに報告書を提出している。	○	
	報告	市との連絡調整を適切に行い、協議を行った事項については確実に実施している。	○	
	トラブル対応	来館者や近隣との間にトラブルが生じた場合、適正な対処をすると同時に、市への報告が適切に行われている。	○	
	危機管理体制	事故、災害時の緊急時の連絡体制整備、対応措置、市への報告が適切に行われている。	○	
	人員体制	事業計画書等に即した適正な人員及び資格者を配置し、人員に対して研修等自己啓発の努力がなされている。	○	
	経理事務	固有の口座を保有し、適正な会計処理を行い、光熱水費等を滞納していない。	○	
	個人情報保護	個人情報の漏えい、滅失等の事故防止対策を講じている。	○	
	法令等遵守	法令・条例等に基づき必要な点検・報告等を行っており、業務上知り得た情報を第三者に漏洩していない。	○	

※評価の視点は条例第4条第1項の各号に準じる。

0

実施されている場合・・・○ 実施されていない場合・・・× ※×1つにつき5点とする。

特記事項

減額率	
減点の合計	減額率
10～15	5%
20～25	10%
30～	20%